

情報セキュリティー委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟リハビリテーション大学（以下「本学」という。）の教授会規程第8条第4項及び研究科委員会規程第8条第4項の規定に基づき、本学の情報通信および情報処理機器に関する事項について審議する情報セキュリティー委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報端末の設置に関する事項
- (2) ソフトウェアの導入に関する事項
- (3) ネットワーク環境の整備に関する事項
- (4) 情報システムの運用に関する事項
- (5) 情報セキュリティー対策に関する事項(詳細については学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学情報セキュリティーポリシーに定める。)

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
 - (2) 大学の専任教職員から若干名
 - (3) 大学の事務局職員から若干名
- 2 委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が委託する者をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会で審議した結果について、教授会及び研究科委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、情報セキュリティー委員会の議を経て、学長が行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)